表彰

飛島村表彰条例による表彰式が、去る11月6日(金)に行われ、多年にわたり村政の進展にご貢献いただきました14名の方々に表彰状と感謝状が授与されました。



（村職員　在職20年）　久野　聖二　　後藤　信

表彰状授与

●人権擁護委員　**高橋 弘枝 様**
人権擁護委員として地域の社会福祉の向上に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

●保護司　**加藤 大順 様**
保護司として地域の福祉と村政の進展に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

●農業委員　**小島 進 様**
農業委員として農業の振興と村政の発展に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

●社会福祉協議会理事　**森 章人 様**
社会福祉協議会理事として社会福祉の増進に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

●スポーツ少年団指導者
伊藤 樹 様
前田 繁信 様
スポーツ少年団指導者として地域の青少年健全育成に寄与された功績に対し表彰状が授与されました。

●別府大学1年　**片岡 三亮 様**
日本学生選手権水泳競技大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

●高崎健康福祉大学高崎高等学校3年
髙橋 侑杜 様
全国高等学校野球選手権大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

●**村上 真保 様**
「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテストにおいて輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

●**飛翔 様**
全日本インディアカトーナメント大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

●**ハイボール 様**
ジャパンカップビーチボール選手権福岡大会において輝かしい成績を残された功績に対し表彰状が授与されました。

感謝状授与

●固定資産評価審査委員
中村 佳織 様
固定資産評価審査委員として適正かつ公正な評価事務に貢献された功績に対し感謝状が授与されました。

令和9年度採用 飛島村職員（保健師職）追加募集

飛島村職員（保健師職）を次のとおり追加募集します。

●採用予定人数　若干名

●受験資格

平成8年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方もしくは令和9年3月までに取得見込の方

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません

●給与等

初任給（給料および地域手当）

令和8年4月1日現在

大学卒　261，000円程度

専門卒　256，000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験（教養試験・適性検査・作文・専門試験）

令和9年1月24日（日）

・第二次試験（面接）

令和9年2月中旬～下旬

●申込方法（①または②の方法でお申込みください）

①紙による申込み

写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁時にお持ちください

②インターネットによる申込み

あいち電子申請・届出システムから提出してください

※詳細は村公式ホームページをご確認ください

村公式ホームページ
「飛島村職員（保健師職・追加募集）採用候補者試験案内」

●申込期限

令和9年1月6日（水）

午後5時

※郵送の場合も当該日必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等は変更する可能性があります

●その他

・採用日は原則として令和9年4月1日（木）です。資格取得見込で受験した人が令和9年3月31日（水）までに資格取得ができなかった場合は採用されません。

●申込み・問合せ先

総務部総務課

飛島学園の野菜を販売します

飛島学園で育てた野菜を販売します。

飛島学園3年生は、総合的な学習の時間で、村で農業に関わっている「畑の先生」に教わりながら、野菜づくりに取り組んでいます。1学期には10種類もの夏野菜を育て、たくさん収穫することができました。自分たちで食べるだけでなく、学園の給食として学園のみんなにも食べてもらうことができました。

2学期は、これまで学んだことを生かし、冬野菜を育てています。おいしくて新鮮な野菜を村のみなさんにたくさん届けられるように、心をこめて世話しています。

3年生の野菜販売に、ぜひ足を運んでください。

●日時　12月10日（木）・11日（金）
午後2時～無くなり次第終了

●場所　産直市すこやかセンター会場





●問合せ先　開発部経済課

会計年度任用職員募集

職種	保健師	運転管理員（一般）	公民館指導員（一般）	図書館事務員（一般業務）
業務内容	すこやかセンターにおける保健師業務	敬老バスの運転手その他公用車の管理等に関する業務	公民館施設の管理、利用受付等に関する業務	・資料の整理・受入・装丁・修理・選定・除籍 ・資料の貸出・返却・リクエスト受付・レファレンス受付等の窓口業務 ・本の紹介文の作成 ・おはなし会等の各種運営
申込資格（共通事項以外）	保健師の資格を有している方	大型自動車運転免許を有している方	簡単なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方	・パソコン操作（ワード・エクセル）ができる方 ・土日祝勤務が可能な方 ・図書館に精通しており、図書館業務経験（受入資料・除籍資料の選定含む）が2年以上ある方
勤務日数・時間	**週5日** （土曜・日曜・祝日および年末年始は休み） **午前9時00分～午後4時00分** （休憩1時間含む） ※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります	**週4日** （木曜・土曜・日曜・祝日および年末年始は休み） **午前9時00分～午後3時00分** （休憩1時間含む） ※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります	**週5日** （月曜・日曜および年末年始は休み） **午前9時00分～午後4時00分** （休憩1時間含む） ※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります	**週5日** （月曜（月曜が祝日の場合は次の平日）、火曜から日曜のうち1日および年末年始は休み） **午前8時45分～午後6時15分までのうち8時間** （休憩1時間含む） ※時間帯は下記形態のいずれかがシフトにより変動 ■**勤務形態** **平日早番**　：午前　9時30分～午後5時30分 **平日遅番**　：午前10時15分～午後6時15分 **土日祝早番**：午前　8時45分～午後4時45分 **土日祝遅番**：午前　9時15分～午後5時15分
報酬	1,668円～1,968円程度／時間	115,000円～129,000円程度／月	173,000円～194,000円程度／月	200,000円～229,000円程度／月
勤務場所	すこやかセンター内保健環境課	敬老センター	教育委員会生涯教育課	すこやかセンター内図書館
採用予定人数	1名	1名	1名	1名

■共通事項

●申込資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

※上記以外に資格が必要な職種があります

●任用期間

令和9年4月1日（木）～
令和10年3月31日（金）

●報酬等

・勤務時間によっては期末手当等が支給されます
・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます
・報酬等は改定される場合があります
・報酬等は職種ごとに記載する範囲の間で経験等を考慮して決定します

●申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください

※保健師の申込みについては、保健師資格を確認できる書類の写しを添付してください
履歴書の欄外に応募する職種（保健師等）を記載してください
役場開庁日：午前9時00分～午後5時00分
（土曜・日曜・祝日および年末年始は休み）

●申込期限

令和9年1月12日（火）

●面接日

申込みをされた方に順次ご案内します

※2月の平日に飛島村役場内で実施予定

●申込み・問合せ先

総務部総務課

令和8年度 年末特別警戒

火災・犯罪が増える年末になりました。これらを未然に防ぐことを目指し、消防団員による年末特別警戒を実施します。

村内を7つの区域に分けて消防車両で巡回します。

本年度は次のとおり実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

●日時　12月28日(月)・29日(火)　午後8時～午前0時

分　団　名	場　　所	区　　域
第１分団	新政成一時避難所	新政成
第２分団	北枕江集会所	松之郷
第３分団	大宝一時避難所	大宝・八島
第４分団	服岡一時避難所	服岡・三福
第５分団	古政成公民館	古政成・竹之郷
第６分団	渚コミュニティセンター	渚・梅之郷
第７分団	北拠点避難所	元起

●問合せ先　総務部総務課

年末年始のごみ収集処理等のお知らせ

●服岡ごみ投棄場

年内最終日　12月20日(日)

新年開始日　1月17日(日)

投棄場へ粗大ごみを搬入するときは、事前に許可が必要です。

●エコプラザ(資源ごみ)

年内最終日　12月27日(日)

新年開始日　1月5日(火)

※空き缶・ペットボトル・びん類は軽くすすぎ洗いをしてから出してください。

●ごみ集積所

	年内最終回収日	新年当初回収日
可燃ごみ(白)	12月28日(月)	1月4日(月)
プラスチック類(青)	12月30日(水)	1月6日(水)
不燃ごみ(赤)	12月26日(土)	1月9日(土)

(2026年度版 すこやかカレンダーを参照してください。)

●し尿くみ取り・浄化槽汚泥(おでい)清掃

年末年始の営業日は、次の事業者へ直接ご確認ください。

●問合せ先

カナルアソシエ(株) ☎65-2285　(株)クリンテック ☎95-2931



●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

郵便等による不在者投票のできる方

障害等の種類＼交付手帳等名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで	−
移動機能		−	−
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	−
肝臓	1級から3級まで		−
免疫		−	−
要介護状態区分	−	−	要介護5

代理記載のできる方（郵便等による不在者投票のできる方のうち、次に該当する方）

障害の種類＼交付手帳名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚	1級	特別項症から第2項症まで

投票立会人の募集

投票立会人とは、各投票所や期日前投票所において、投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。

選挙管理委員会では、皆さまに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を募集しています。

- **対象**：飛島村内に住所を有し、飛島村の選挙人名簿に登録されている方（18歳以上の方）
- **報酬**：7,250円／半日（6時間程度）
- **応募方法**：村公式ホームページをご覧ください。

村公式ホームページ「投票立会人募集のお知らせ」

●問合せ先　選挙管理委員会（総務部総務課）

愛知県知事選挙のお知らせ

任期満了に伴う愛知県知事選挙が年明けに実施されます。詳細につきましては、広報1月号でお知らせする予定です。

投票日　令和9年2月7日（日）

●投票区および投票所の集約

以下のとおり愛知県知事選挙から投票区および投票所を集約します。

【変更前】3か所	【変更後】1か所
飛島投票区（中央公民館ホール）	飛島投票区（中央公民館ホール）
政成投票区（新政成集会所）	
大宝投票区（大宝集会所）	

選挙日当日の投票所は、中央公民館ホールのみとなります。新政成集会所および大宝集会所では投票できなくなりますので、ご注意ください。

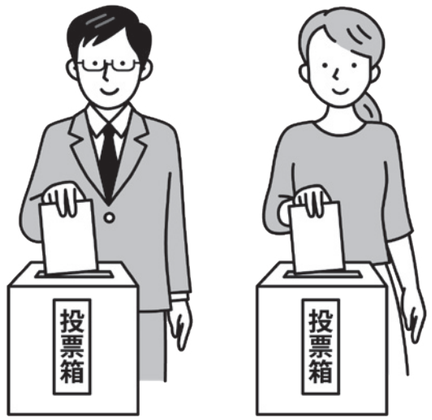
●集約に伴う支援・対策

（1）選挙日当日の移動支援

新政成集会所および大宝集会所から中央公民館ホールまでを公用車で移送します。

【時刻表】

乗降場所	新政成集会所	大宝集会所
1便	7：00	
2便		8：00
3便	9：00	
4便		10：00
5便	11：00	
6便		12：00
7便	13：00	
8便		14：00
9便	15：00	
10便		16：00
11便	17：00	
12便		18：00



※各集会所から投票所まで移送し、投票後は元の集会所まで送迎します。所要時間は、おおむね40分程度を見込んでいます。

（例：7:00新政成集会所発⇒7:10中央公民館ホール着⇒投票⇒7:30中央公民館ホール発⇒7:40新政成集会所着）

※投票所の混雑状況等により発着時間が前後する場合があります。

※乗員数を管理していますので、原則、同じ便をご利用ください。

※予約は不要です。ただし、投票以外でのご利用はできません。

（2）投票所の混雑緩和

飛島投票区（中央公民館ホール）に設置する記載台を増設し、場内混雑の緩和に努めます。

パブリックコメントの実施

本村では、「飛島村高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画(案)」、「飛島村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(案)」の策定・見直しにあたり、広く皆さまからの意見を募集します。

■飛島村高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画(案)

高齢者の方が安心して暮らせるよう、介護保険サービスの基盤整備や高齢者施策の方向性を示すもので、保健福祉事業を総合的に推進するための計画です。

○計画年度　令和9年度から令和11年度までの3年間

■飛島村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(案)

障がいのある方が安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの見込量とその確保策等を示すものです。

○計画年度　令和9年度から令和11年度までの3年間

■共通事項

●意見を提出できる方

在住・在勤・在学の方、村内に事業所を有する方

●案の公表期間および意見募集期間

12月11日(金)～1月12日(火)

●案の公表場所

民生部福祉課窓口および村公式ホームページ

●意見の提出方法

①持参　民生部福祉課窓口(祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時)

②郵送　〒490-1434
愛知県海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1
飛島村役場　民生部福祉課

③FAX　0567-52-1009

④電子メール
tb-fukushi@vill.tobishima.lg.jp

※電子メールの場合は、タイトルを「飛島村高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画(案)」または「飛島村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(案)」と入力してください。

※電話での受付はできません。

※郵送での提出にかかる郵送料等、提出にかかる費用について村は負担しません。

●記入必須事項

①意見
②住所または所在地
③氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名)
④連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※様式については、村公式ホームページからダウンロードまたは民生部福祉課窓口に設置の「意見提出参考様式」をご利用ください。なお、必須事項に不備がある場合は受付できません。

●意見の公表

いただいた意見は、後日民生部福祉課窓口および村公式ホームページで公表しますが公表に際しては氏名、住所および電話番号等の個人情報について公表することはありません。なお、意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見等については、意見として受付できませんのでご了承ください。

●意見提出先および問合せ先

すこやかセンター内福祉課

危険な空き家の除却費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全および地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額
100万円

●補助対象
村公式ホームページをご覧ください。または、開発部建設課までお問合せください。
※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前に除却工事に着手されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

●問合せ先
開発部建設課

村公式ホームページ
「飛島村空き家除却費補助金」

カメムシの発生防止にご協力をお願いします

カメムシは、水田で栽培されているお米に被害を与えるほか、刺激を与えると特有のにおいを発する不快害虫です。

カメムシは寒さに弱いですが、水田のあぜや庭の雑草が伸びていると越冬することができるため、冬の間に雑草を刈り取ったり、除草剤を散布したりすることでその発生を抑制することができます。

農業の被害防止だけではなく、快適な住環境を維持していくためにも所有している水田の草刈り、庭の手入れにご協力をお願いします。

●問合せ先
開発部経済課



木曽三川と生きるこの地域で、命を繋ぐためのシンポジウム

～「避難指示」の前に「広域避難」。自らの判断で命を守る～

各地で大規模水害が頻発する今、広大なゼロメートル地帯が広がる木曽三川下流部において超巨大台風から命を守るため、特別な避難である「広域避難」について一緒に考えてみませんか？

●主催
木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト（飛島村、海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、桑名市、木曽岬町、中部地方整備局 木曽川下流河川事務所）

●内容
防災に関する特別講演、8市町村長パネルディスカッション
ほか
特別講演講師・アドバイザー：
加藤 孝明 氏
（東京大学生産技術研究所 教授）
アドバイザー：片田 敏孝 氏
（東京大学大学院情報学環 特任教授）

●定員
150人

●日時
1月23日（土）
午後2時30分～5時（予定）

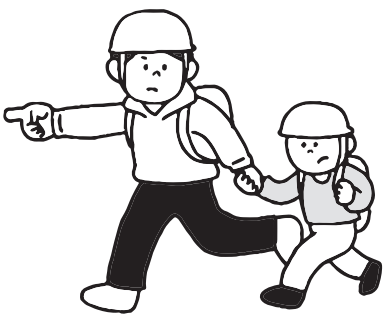
●場所
津島市文化会館 小ホール
（津島市藤浪町3丁目89－10）

●参加費
無料

●申込方法・申込期限
令和9年1月20日（水）
参加には、事前申込みが必要となります。次の二次元コードよりお申込みください。

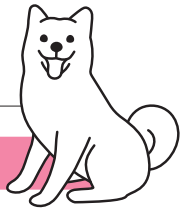
シンポジウム
受付WEBフォーム
（申込フォーム）

●申請・問合せ先
八千代エンジニヤリング（株）
☎052－950－2688



令和9年3月2日から
狂犬病予防注射の接種制度が変わります

狂犬病予防法施行規則の改正に伴い、令和9年3月2日から狂犬病予防注射の接種期間に関するルールが変わります。



変更点

1 狂犬病予防注射が「通年」で受けられるようになります

これまで予防注射の接種時期は、原則「4月1日～6月30日」と定められていましたが、この制度が無くなり、1年を通していつでも接種できるようになります。
※ただし、原則として前回の接種から「1年後（同時期）」に受けることが推奨されています。

2 3月に接種した場合の注射済票の取り扱いが変わります

これまで3月2日～3月31日に接種した場合は、「翌年度分」の注射済票を交付していましたが、変更後は「接種した日の年度分」の注射済票を交付します。

3月に接種している飼い主様へのお願い

令和9年3月2日以降に接種した場合は、「令和8年度分」の済票が交付されます。
よって、令和9年4月1日以降に「令和9年度分」として再接種が必要になります。
短期間での再接種を避けるため、毎年3月に接種されている方は、令和9年4月1日以降に接種時期をずらすことをお勧めします。

Q **4月以降にずらすと、前回の接種から1年以上空いてしまいます。**

A **動物病院とご相談のうえ、愛犬の体調に合わせて令和9年4月1日以降の適切な時期に接種をお受けください。**



Q **どうして制度が変わるの？**

A **これまでは4月～6月と決まっていたため、春先に動物病院が大変混雑したり、体調を崩している愛犬が無理をして注射を受けたりすることがありました。体調が良い時期に安心して受けられるよう、全国一律でルールが変更されます。**

●問合せ先　すこやかセンター内保健環境課